

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 5 月26日

【会社名】 株式会社マックハウス

【英訳名】 MAC HOUSE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂 下 和 志

【本店の所在の場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 佐 滝 実

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 佐 滝 実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

2022年2月期現在の繰越利益剰余金の欠損をてん補し、今後の資本政策の機動性を確保するため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金、資本準備金及び利益準備金の額をそれぞれ減少し、これらの減少額をそれぞれ振替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、利益準備金、別途積立金及びその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振替えることが決議されました。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分は、いずれも当社貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、所有株式数や1株当たり純資産の変動は生じません。

1. 資本金の額の減少

2022年2月28日現在の資本金の額1,617,850,000円のうち1,517,850,000円を減少し、減少額全額をその他資本剰余金へ振り替え、減少後の資本金を100,000,000円とする予定です。

2. 資本準備金の額の減少

2022年2月28日現在の資本準備金5,299,651,693円全額を減少し、減少額全額をその他資本剰余金へ振替える予定です。

3. 利益準備金の額の減少

2022年2月28日現在の利益準備金179,339,000円全額を減少し、減少額全額を繰越利益剰余金に振替える予定です。

4. 別途積立金の額の減少

2022年2月28日現在の別途積立金1,000,000,000円全額を減少し、減少額全額を繰越利益剰余金に振替える予定です。

5. その他資本剰余金の処分

上記の資本金及び資本準備金の額の減少に伴い増加したその他資本剰余金6,817,501,693円のうち1,917,772,991円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損（繰越欠損金）をてん補する予定です。

なお、剰余金の処分後のその他資本剰余金は4,899,728,702円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものがあります。

第3号議案 取締役6名選任の件

坂下和志、舟橋浩司、山田敏章、河西健太郎、佐滝実、安立邦広を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金、資本準備金 及び利益準備金の額 の減少並びに剰余金 の処分の件	134,611	658	0	(注) 1	可決 99.50
第2号議案 定款一部変更の件	134,778	491	0	(注) 2	可決 99.62
第3号議案 取締役6名選任の件					
坂下 和志	134,458	813	0	(注) 3	可決 99.38
舟橋 浩司	134,532	739	0		可決 99.44
山田 敏章	134,460	811	0		可決 99.38
河西 健太郎	134,453	818	0		可決 99.38
佐滝 実	134,624	647	0		可決 99.51
安立 邦広	134,611	660	0		可決 99.50

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。